## 法人等の種類による法人市民税の課税関係

法人の種類		法人市民税	
		均等割	法人税割
公共法人	地方税法第296条第1項第1号に掲げるもの	非課税	非課税
	法人税法別表第1に掲げる上記以外の法人	課税(注1)	非課稅
公益法人等	地方税法第296条第1項第2号に掲げるもの	収益事業を行う場合のみ課税(注1)	収益事業を行う場合のみ課税(注2)
	法人税法別表第2に掲げる独立行政法人	課税 (収益事業を行わない場合のみ(注1)該当)	収益事業を行う場合のみ課税(注2)
	法人税法別表第2に掲げる上記以外の法人	課税(注1)	収益事業を行う場合のみ課税(注2)
	法人税法以外の法律により公益法人等とみなさ れるもの	課税 (注1)	収益事業を行う場合のみ課税(注2)
協同組合等	法人税法別表第3に掲げる法人	課税	課税
人格のない社団等	法人でない社団または財団で代表者又は管理人 の定めがあるもの	収益事業を行う場合のみ課税(注1)	収益事業を行う場合のみ課税(注2)
普通法人 上記以外のもの	一般社団法人・一般財団法人	課税(注1)	課税
	上記以外の法人等	課税	課税

- (注1) 均等割の適用税率は最低税率
- (注2) 収益事業を行う地方団体においてのみ課税される(ただし、本店所在地の地方公共団体を除く)

下記の法人が収益事業を行わない場合には、均等割の減免を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 公益社団法人又は公益財団法人、管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、防災街区整備事業組合、 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人